

伊勢志摩国立公園

公園計画の変更（一部変更）

ご説明の流れ

1. 伊勢志摩国立公園について
2. 今回の変更(一部変更)について
3. パブリックコメントの対応について

ご説明の流れ

1. 伊勢志摩国立公園について
2. 今回の変更(一部変更)について
3. パブリックコメントの対応について

悠久の歴史を刻む伊勢神宮、人々の営みと自然が織りなす里山里海



伊勢志摩国立公園の概要

- 指定：昭和21年11月20日
- 面積：55,544ha

● 風景形式

内陸部は、なだらかな丘陵地となっており、朝熊山等から優れた眺望を楽しむことができる。沿岸部は、複雑に入り組むリアス海岸や英虞湾等の入り江、神島等の大小多数の島々が優美な景観を作り出し、五ヶ所湾から熊野灘に面する海岸は、海食崖や海食洞の特殊な地形が点在し、豪壮な景観を有している。内湾での真珠やカキ等の養殖、外洋での海女漁、古くからの信仰の対象になっている伊勢神宮等の歴史的建造物や伝統文化といった人文景観も特徴的。



南伊勢町・五ヶ所湾



伊勢市・夫婦岩



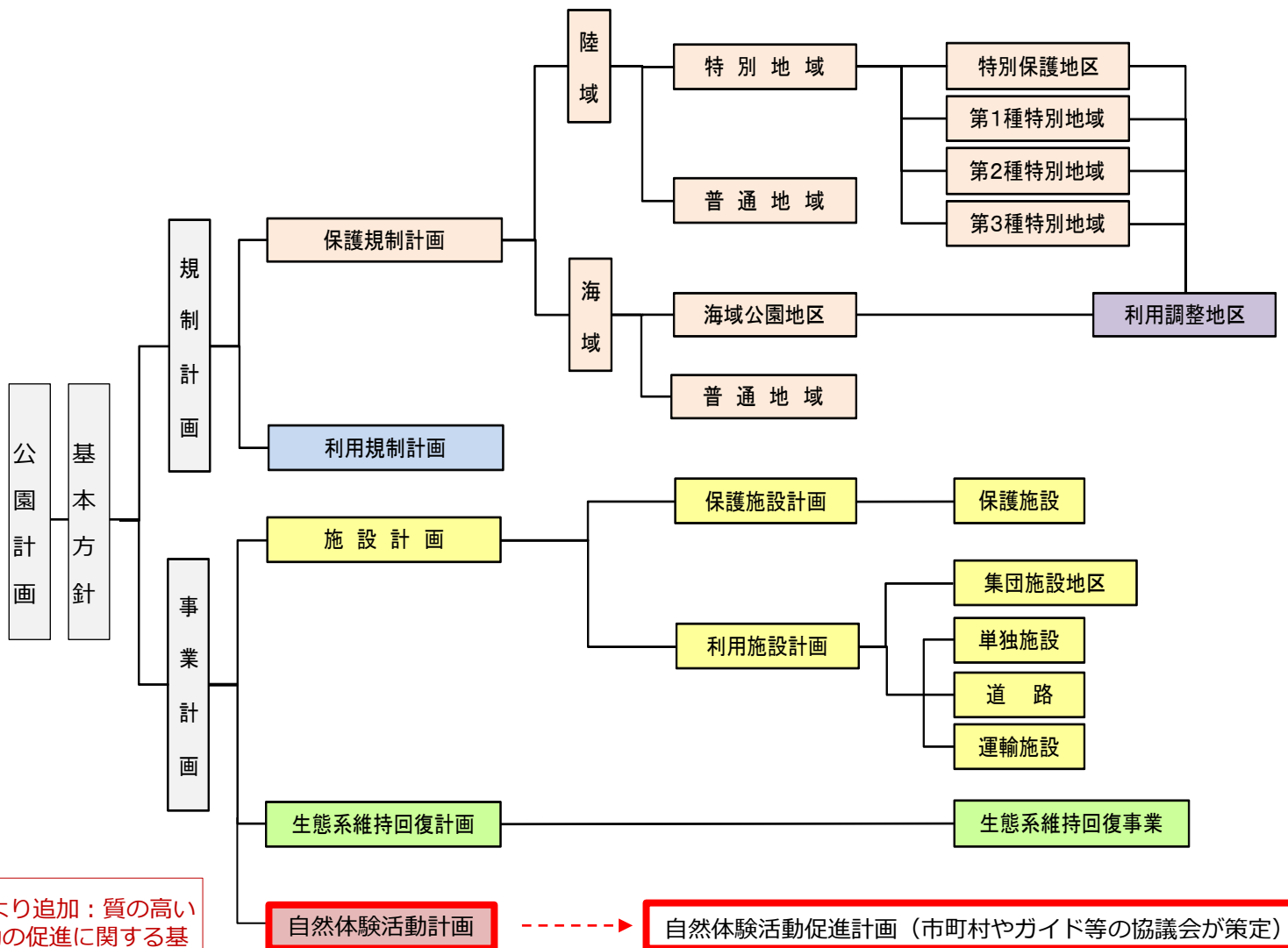
● 見直しの経緯

昭和52年に再検討（全体的な見直し）
 昭和60年1月31日に第1次点検
 昭和63年7月23日に第2次点検
 平成6年2月15日に第3次点検
 平成12年3月31日に第4次点検

ご説明の流れ

1. 伊勢志摩国立公園について
2. 今回の変更(一部変更)について
3. パブリックコメントの対応について

策定プロセス：公園計画体系図

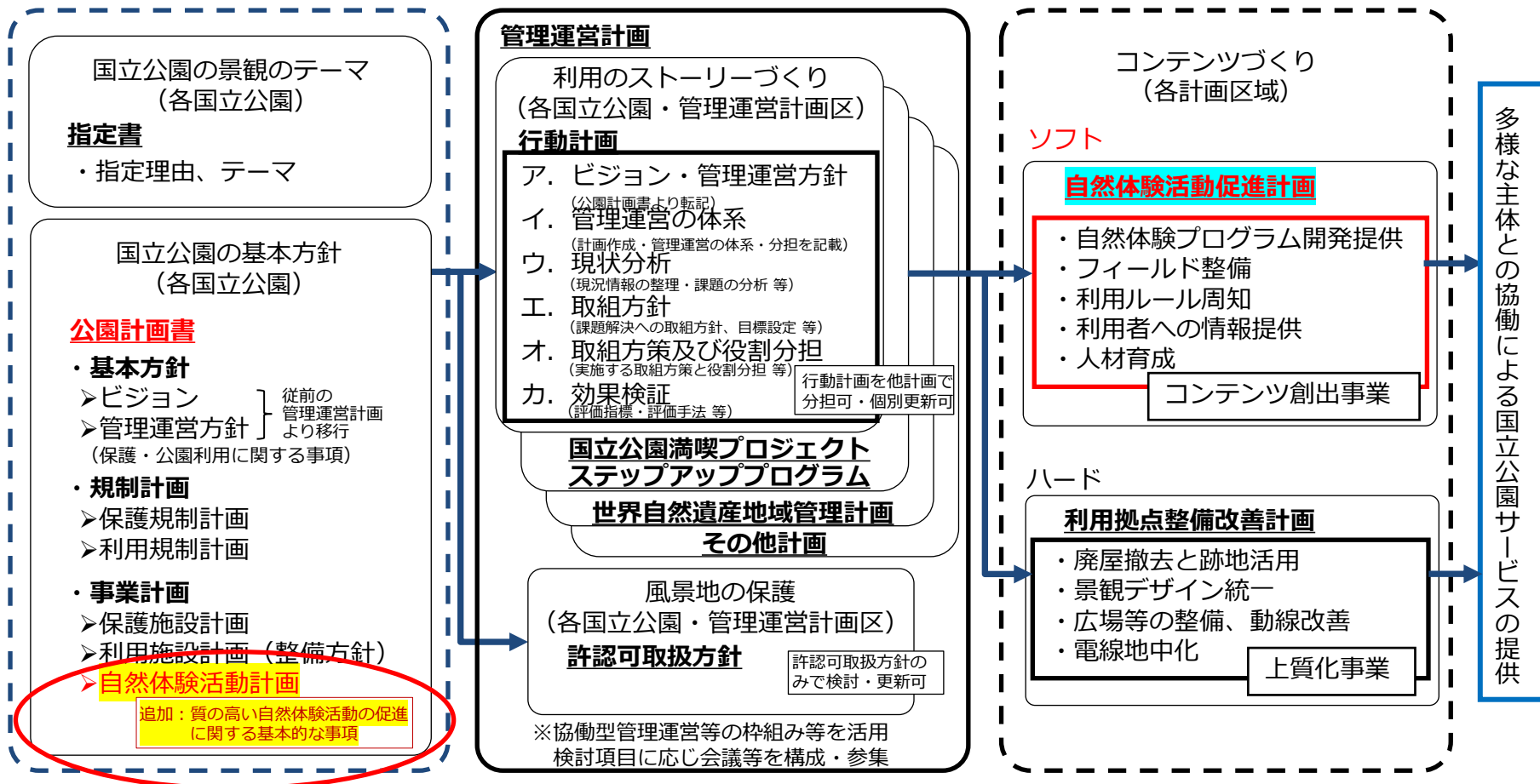


R4法改正により追加：質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項

従来の利用施設のハード整備に加え、これまでなかった自然体験アクティビティ等のソフト面の促進を位置づけ

公園計画・管理運営計画・自然体験活動促進計画の関係性

計画名称	公園計画	管理運営計画 (行動計画は他計画で代替可能)	自然体験活動促進計画 利用拠点整備改善計画
作成主体	環境大臣 【審議会諮問】	地方環境事務所長 【各種地域協議会・検討会等】	協議会(市町村・都道府県) 【環境大臣による認定】



↑今回諮問事項

自然体験活動促進制度がめざすもの

公園計画（自然体験活動計画）＝共通の方針

協議会の構成員と役割分担のイメージ

土地所有者等

- ・フィールド整備
- ・利用ルールの周知

ガイド事業者等

- ・アクティビティの提供
- ・フィールド整備

交通事業者

- ・二次交通の確保

DMO等

- ・国内外へのプロモーション
- ・受入窓口の一元化

市町村（地方環境事務所が支援）

地域における重要な観光資源として、国立公園等の魅力を活用するための総合調整

都道府県

- ・ガイド人材の育成
- ・市町村を支援

ビジターセンター等

- ・利用者への情報提供

有識者

- ・モニタリング
- ・各種知見の提供

自然保護団体

- ・利用ルールの検討、周知

**共通の方針に基づく
合意形成・役割分担
による地域の
主体的な取組を促進**

メリット

環境大臣

（国定公園は都道府県知事）

自然体験活動促進計画の申請

市町村、各事業の実施者

認定

※国際観光旅客税財源等も活用し、
環境省も地域の取組を積極的に支援

地域と共通の方針のもと
国立公園として
質の高い自然体験活動を提供

計画の実施に関する許可を不要とする等の特例により、
手続を簡素化

自然体験活動計画の内容

自然体験活動計画には、公園ごとの特性を踏まえた質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針等を定める。

<質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針>

- 望ましい利用形態
- 利用環境の整備
- 利用に関するルール又はマナーの設定
- 人材の確保及び育成
- 利用者の人数の管理又は利用者の費用負担の仕組みの導入 等の方針

プログラム提供



利用ルール周知



人材育成



フィールド整備



利用者への情報提供



策定プロセス

1. 公園計画への自然体験活動計画の位置づけ ←今回諮問事項

2. 協議会の設置

- 市町村が組織する（国立公園においては、市町村+都道府県も可）
- 自然体験活動促進事業実施者・実施予定者、施設・土地所有者、その他の者の参画
- 事業実施者・予定者、施設・土地所有者は協議会の組織化や参画を、市町村へ要請・申出できる。

3. 協議会による自然体験活動促進計画の作成

- 計画区域、計画期間、基本方針、目標、内容・実施主体・実施時期等を記載

4. 自然体験活動促進計画の認定

- 計画認定は市町村と事業実施者・事業実施予定者の共同申請（国立公園においては+都道府県）
- **公園計画との整合性**、自然体験活動促進事業の適否、認定要件を**審査**
- 行為許可にかかる事項も審査（複数の要許可・届出の行為を一括で束ねて審査する）
（国立公園に大きな影響を及ぼしうる大規模な行為、国際条約に基づき国が保全に責務を負う。
国際的な登録地における行為に該当する場合には、都道府県知事は環境大臣に協議）
- 認定計画の事業は特例措置の適用を受ける。

5. 認定自然体験活動促進計画の運用

- 条件に応じた報告、措置の実施
- 計画の変更

今回の変更のポイント

平成28年度以降、国立公園満喫プロジェクトが開始し、伊勢志摩国立公園地域協議会によるステップアッププログラムの策定を通じて、本公園の魅力を活用した自然体験活動や各地域の特性を活かした質の高い自然体験活動の提供に関する基本的な方針の調整・検討が進められてきた。

さらに、平成30年に発足した伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会を中心に、質の高い自然体験活動の資源となる自然景観や文化等の持続可能な活用や、自然体験活動を支えるガイドの育成を図ることが目標とされた。

こうした国立公園内での方針を明確に位置づけるため、公園計画の一部変更（自然体験活動計画の追加）を行う。

●自然体験活動計画の追加

- ✓ 国立公園満喫プロジェクトにて議論された本公園の地域ごとの特性を活かした自然体験活動や方針を明確にし、自然体験活動を促進することを目的とする。
 - ・自然体験活動計画の追加
対象地域：伊勢志摩国立公園（全域）

自然体験活動計画の追加について①

◎自然体験活動で対象とする伊勢志摩国立公園の自然、人文文化の特徴

伊勢神宮と背後に広がる森林環境、沿岸部のリアス海岸、深い入り江、散在する多数の島しょの自然景観だけでなく、歴史的建造物や伝統文化、海女漁や養殖筏の景観などに代表される**自然の恩恵を深く理解し、自然と調和した営みの中で生まれた里山里海の景観**が最大の魅力である。

◎質の高い自然体験活動の促進に係る方針

●伊勢志摩国立公園における質の高い体験

伊勢志摩国立公園の自然・文化の特徴を踏まえた「自然と調和した人の営み、伝統、文化、これらを育んできた豊かな自然を体感し、その価値を伝え、感動を与える体験」を質の高い体験と位置づけ、この考え方に沿った体験活動を促進する。

●地域資源の持続的な活用

自然資源や自然と密接につながった文化資源を持続的に活用することの重要性を、地域関係者と利用者の双方で認識し、地域関係者による地域資源の管理体制の構築・強化、地域資源を適切に活用した利用者が占める割合の増加、さらにこれらの取組を通じた地域の生業の持続・次世代への継承を促進する。

●地域資源の変化への対応とモニタリング体制の構築

●自然体験活動を行う利用環境の整備

●自然体験等を提供する事業者の受入能力の向上と価値観の共有

●ガイド能力と満足度の向上

●公園利用上のルールとマナーの周知



提供：鳥羽市立海の博物館



自然体験活動計画の追加について②

◎地域ごとに促進する自然体験活動

■伊勢市地域

伊勢神宮をはじめとする社寺や伝統文化、豊かな常緑広葉樹の森など地域の自然、文化等を活かしたハイキング、社寺参拝等の自然体験活動

■志摩市地域

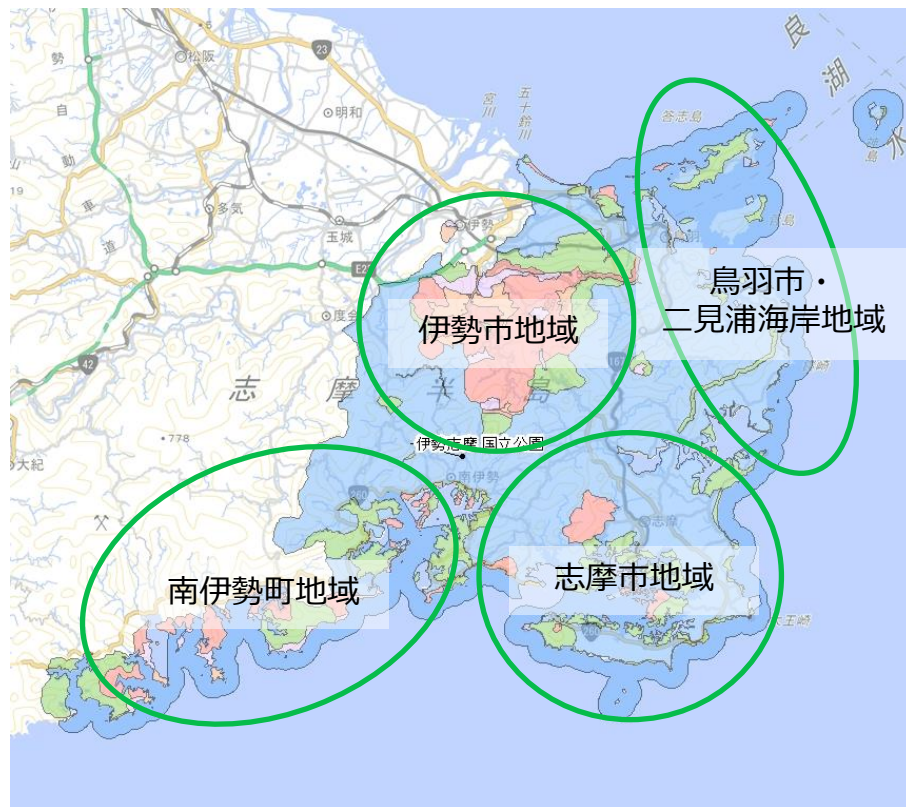
海成段丘とリアス海岸が特徴的な英虞湾とそこで営まれる養殖、沿岸部で営まれてきた海女漁と海女文化など地域の自然、文化等を活かしたシーカヤック、水上遊覧、漁業体験、サイクリング、星空観察などの自然体験活動

■南伊勢町地域

熊野へと続く湾入が連なる雄大な断崖景観、五ヶ所湾やその周辺で営まれる養殖、農業など地域の自然、文化等を活かしたシーカヤック、磯観察、漁業体験、農業体験などの自然体験活動

■鳥羽市・二見浦海岸地域

漁場や漁村文化、沿岸部や離島で営まれてきた海女漁や海女文化、地域の自然、文化等を活かしたシーカヤック、磯観察、漁業体験、海洋ゴミに関する体験などの自然体験活動



ご説明の流れ

1. 伊勢志摩国立公園について
2. 今回の変更(一部変更)について
3. パブリックコメントの対応について

パブリックコメントの実施結果

■ 概要

- ・ 実施期間 令和5年3月31日（金）から4月30日（日）

- ・ 意見募集の結果 【意見提出数】

電子メールによるもの	計0通（0件）
郵送によるもの	計0通
FAXによるもの	計0通
今回の変更案にかかるもの	計0件